

## 第1回ひとにやさしいまちづくり推進協議会意見の反映状況（主なもの）

	意見	反映状況/対応	該当箇所
	<b>2 ユニバーサルデザインとは</b>		
1	性的マイノリティ（LGBT等）の脚注をより適切な表現に	文言修正	最終案P1
	<b>4 ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況・背景等</b>		
	<b>(2) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況</b>		
	<b>② 障がい者の現状</b>		
2	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」についての記載がない	記載を追加 併せて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「読書バリアフリー法」の記載を追加	最終案P8
	<b>⑧ 性的マイノリティに関する国の動向</b>		
3	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の記載の最後に取組を実施するとしているが、自治体は努力義務	文言修正	最終案P10
	<b>⑩ 障がいのある方の意見等</b>		
	(誘導ブロック) コントラストに配慮しているが、配慮ではなくて、確保という風に、もう少し踏み込んでいいのではないか。	文言修正	最終案P11、P20
	<b>8 具体的な推進方向</b>		
	<b>(1) 全ての人個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする「ひとづくり」</b>		
	<b>① 意識啓発の促進</b>		
4	多機能トイレにベッドがない	冊子作成時に、写真で掲載することとする。	—
	<b>③ 人材・組織の育成</b>		
5	公権力の行使者である行政職員と、市民である支援に関わる一人ひとりが資質を高めるとするのは若干次元が違う話なので行政職員という言葉は削らずに、行政職員が理解を深めて、そのうえで支援に関わる一人一人の資質を高めて行くというのがふさわしい。	行政職員だけではなく、支援者一人ひとりの資質向上に関する記載に修正。	最終案P16～17
6	支援に関わる一人ひとりの資質を高めていくことはもちろんだが、特に事業者（行政職員）の理解が不足していると、様々な施設整備上の調査項目の中でユニバーサルデザイン関連が後回しにされがちになる場合もあるように感じる。		
7	行政と民間のよりよい連携のためにもそれぞれの立場での理解促進を図っていく必要がある		
	<b>(2) 全ての人個人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」</b>		
	<b>① まちづくり全体</b>		
8	訪問治療の際に、医療的ケア児だけでなく、高齢者等も延長コードや機器を運ぶことがあるが、訪問先に駐車場がないことがあるため、まちづくりの中で変更できないか。	個別の対応に関するものであるため、指針には反映させない。	—
	<b>② 公共的施設・建築物</b>		
9	研修会などあると思うが、より一層の周知や理解を得る機会、特に事業者に対する理解促進が重要。	今後の事業の参考とする。	P18～19
	<b>③ 交通機関等</b>		
10	交通機関の維持・確保だけではユニバーサルな公共交通の推進には必ずしもつながっていかないのではないか。	バリアフリー化への対応の記載に修正。	最終案P20
	<b>④ 道路</b>		
11	(誘導ブロック) コントラストに配慮しているが、配慮ではなくて、確保という風に、もう少し踏み込んでいいのではないか。【再掲】	文言修正	最終案P11、P20
	<b>(5) 全ての人個人が多様な分野で主体的に活躍できる「参画」</b>		
	<b>② 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり</b>		
12	障がいは有無だけではなくて、種別、程度、有無に加えて大切な側面があるので、「障がい」で意味が通る	有無を削除	最終案P26

13	外国人県民の方が医療機関を受診する場合があります。ため、保健福祉サイド、医療機関、県立病院等様々な機関との連携が欠かせない。 医療機関を受診する際の通訳とか受診機会の拡大につながる、外国人の方々の生活上の不便さの解消になるような配慮の視点を持ってほしい。	外国人県民等の医療機関受診時の記載を追加。	最終案P26
14	外国人等含めて双方向での会話というところからすると、緊急時の迅速な対応をしやすい総合型のDXソフトがあり、事業化してきているものもある。	冊子作成時に、好事例を写真で掲載することとする。	—